

双葉地方水道企業団 障害者活躍推進計画

機関名	双葉地方水道企業団
任命権者	企業長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
双葉地方水道企業団における障害者雇用に関する課題	<p>双葉地方水道企業団においては、職員総数が29名程度の機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>職員の持病に伴い、中途障害者として身体障害者となった職員が若干名在籍しているが、これまでに個別に対応してきており、大きな問題は生じていないが、組織的な体制整備は特段行っていない。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>○法定雇用率以上の障害者雇用を継続する。</p> <p>【実雇用率】 3.45%（令和4年3月1日現在）</p> <p>（評価方法）毎年障害者任免状況通報により管理する。</p>
② 定着に関する目標	<p>下記の取組内容を通じて定着を推進し、不本意な離職を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に定着状況を把握・管理する。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、総務課総務係を障害者である職員の相談窓口とする。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>

<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○異動又はその他定期的に面談等を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p>○身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の拡大を推進する。</p>